

江別市男女共同参画基本計画

2009年改訂版

江別市

はじめに

江別市では、平成 14 年に「江別市男女共同参画基本計画」を策定し、男性と女性が対等なパートナーとして認め合い、あらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現をめざし、施策を推進してまいりました。

平成17年には、条例の制定に向けた検討を開始し、市民の皆さんからのご意見もいただく中で、このたび「江別市男女共同参画を推進するための条例」を施行する運びとなりました。

これにあわせ、計画の見直しを行い、「江別市男女共同参画基本計画(2009年改訂版)」を策定いたしました。

この計画では条例に盛り込まれました基本理念に基づき、江別市の男女共同参画社会の実現に向けて、市民の皆様との協働により、総合的、計画的に施策を推進してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の見直しにあたりご尽力を賜りました江別市男女共同参画のための条例及び基本計画検討委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様ならびに関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成21年3月

江別市長 三好 昇

目 次

第1章 基本的考え方

1 見直しの経緯	2
2 計画の概要	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の構成	2
(3) 計画期間	2
(4) 数値目標	2
3 数値目標	2
4 計画の体系	3

第2章 計画の内容（具体的施策）

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革	5
基本方向1 男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進	5
基本方向2 男女の自立と多様な選択を可能にする教育・学習の推進	6
II 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進	7
基本方向3 政策や方針決定過程への女性の参画の拡大	7
基本方向4 雇用等の分野における男女共同参画の推進	9
III 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	11
基本方向5 高齢者等が安心して暮らせる環境整備	11
基本方向6 あらゆる暴力根絶の取組	12
基本方向7 生涯にわたる男女の健康支援	13
基本方向8 男女の家庭生活と他の活動との両立支援	14
基本方向9 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備	15
IV 総合的な取組に向けた推進体制等の整備・強化	17
基本方向10 男女共同参画基本計画の進捗状況の公表と計画の見直し	17
基本方向11 庁内推進体制の充実と強化	17
基本方向12 審議会の設置	18
基本方向13 男女共同参画に関する調査研究の推進	18
基本方向14 地域から男女共同参画に取り組む推進体制づくりの促進	18

資 料

江別市男女共同参画のための条例及び基本計画検討委員会委員名簿	20
女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	21
男女共同参画社会基本法	29
北海道男女平等参画推進条例	34
江別市男女共同参画を推進するための条例	38
[年表] 男女共同参画行政関係年表	41

第 1 章 基本的考え方

※男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

男女共同参画社会基本法第 2 条より

1 見直しの経緯

江別市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成14年度に「江別市男女共同参画基本計画」を策定し、様々な施策を推進してきました。計画の中では中間年にあたる平成18年度には、進捗状況と社会変化に対応する適切な施策を展開するための見直しを行うこととしておりましたが、男女共同参画社会の形成を着実かつ強力に推進するために、その実現を目的とする基本条例の制定に向けての具体的検討が平成17年より進められたことにより、条例の制定にあわせて見直しを行い「江別市男女共同参画基本計画(2009年改訂版)」を策定することとしました。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

この計画は江別市男女共同参画を推進するための条例第9条に基づき、江別市の男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に施策を推進するための指針となるものです。

また、江別市第5次総合計画を推進するための個別計画としての性格を有するものです。

(2) 計画の構成

この計画は、江別市男女共同参画を推進するための条例に規定されている7つの基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する江別市の施策を総合的、計画的に推進するための4つの基本目標と14の基本的な方向、34の施策で構成されています。

(3) 計画期間

この計画は、計画の進捗状況や社会情勢や国、道等の様々な状況変化に対応するため平成14年度に策定した「江別市男女共同参画基本計画」を見直したのもでもあり、江別市第5次総合計画の後期期間とあわせ平成21年度から平成25年度の5年間を計画期間とします。

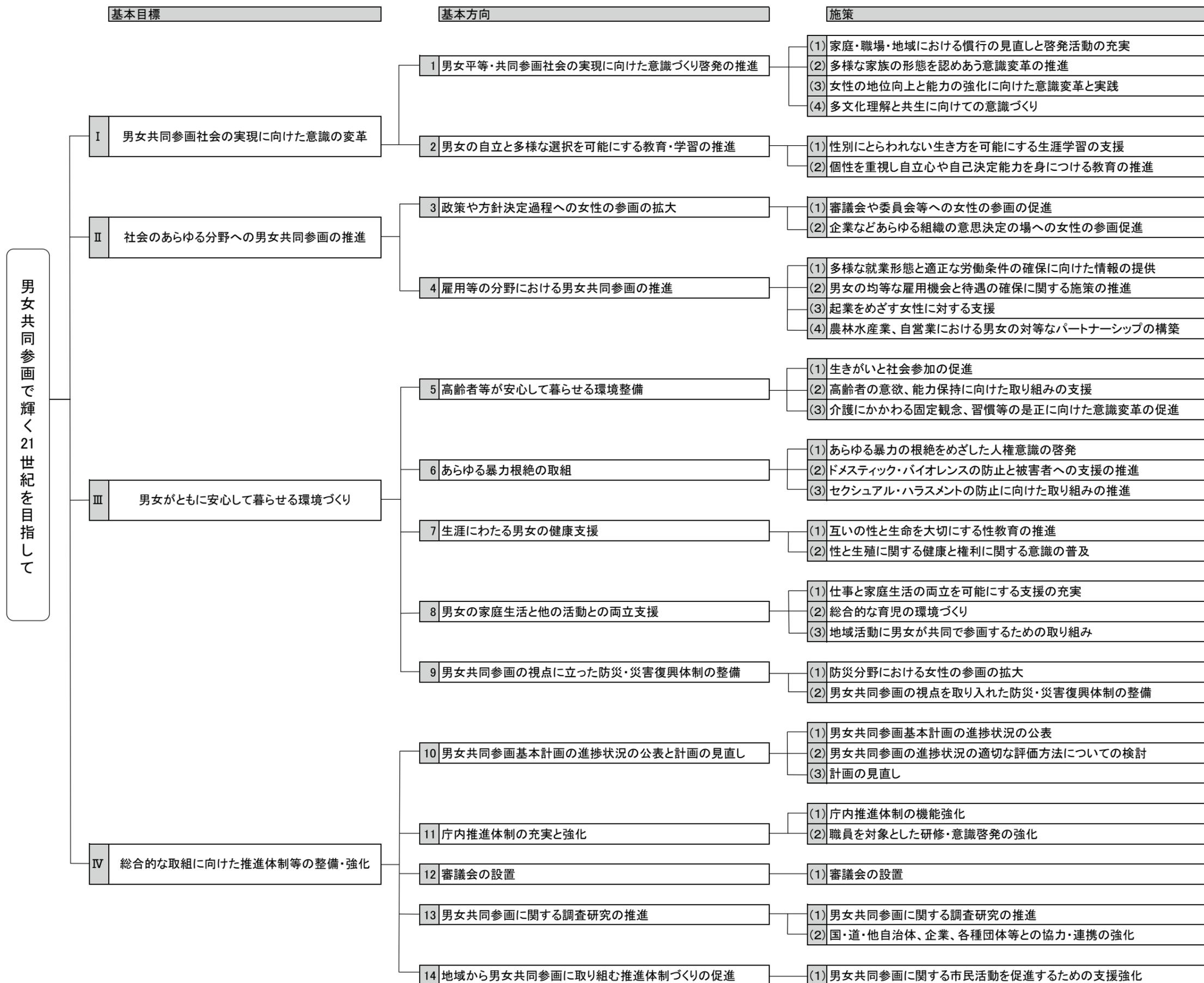
(4) 数値目標

江別市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをより積極的に推進するため、数値目標を設定しました。項目は「家庭生活」「地域社会」「職場」の各分野から、今後意識調査などの定期的な実施により、達成度を確認しながら様々な施策に取り組んでいけるものとして項目を選択し、目標値は過去のデータの推移や現在の状況、今後の見通しなどを勘案し設定しています。

3 数値目標

	項目	現状値	目標値	
1	「男女共同参画社会」について、見聞きしたことがある人の割合	26.8%	50.0%	
2	「配偶者暴力防止法」について、見聞きしたことがある人の割合	57.9%	80.0%	
3	地域社会で男女が平等となっていると思う人の割合	32.1%	50.0%	
4	家庭生活上で男女が平等となっていると思う人の割合	36.2%	50.0%	
5	市内企業、団体等における女性役員数	555人		
6	審議会等の状況	女性委員の登用率	24.3%	40.0%
		女性委員数が4割以上の審議会等の割合	21.9%	(H23年度末) 50.0%

4 計画の体系



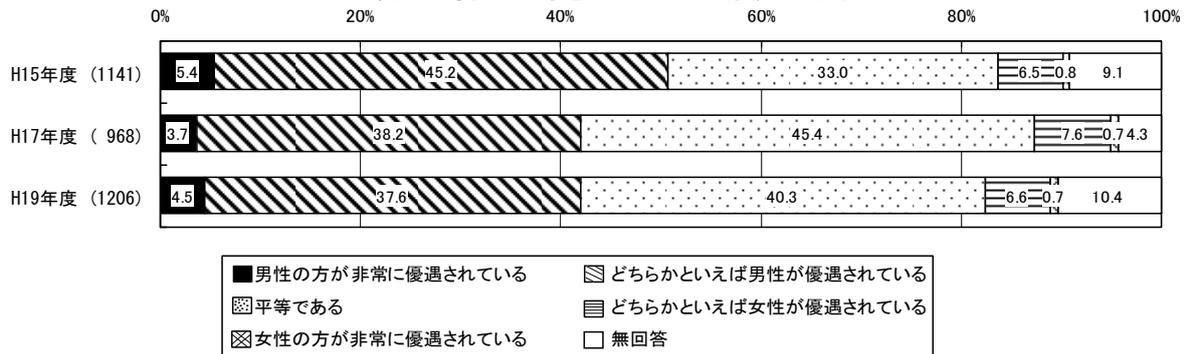
第2章 計画の内容(具体的施策)

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革

基本方向1 男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進

様々な場面での男女の固定的役割分担（※1）意識はわが国の歴史や文化により長い時間をかけて培われ、現実の社会・制度・慣習に与える影響も大きいものがあります。男女共同参画社会を実現するためには、社会の制度・慣行などに深く根付いているこのような考え方を解消することが必要です。家庭・地域・職場などの様々な場面で、意識変革や慣行の見直しのための啓発活動を促進するとともに、調査や情報収集・提供の充実を図ります。

表1 男女平等感について（家庭・地域）



資料出所 各年実施 「江別市まちづくり市民アンケート」

江別市男女共同参画を推進するための条例

第14条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進に関する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報及び研修会の開催等の啓発活動を行うものとする。

【施策】

(1) 家庭・職場・地域における慣行の見直しと啓発活動の充実

- ① 男女共同参画の意義や、性暴力や過度の性表現がもたらし得る性暴力の助長など男女共同参画の阻害要因について市民の理解を促し、家庭、職場、地域など様々な場における慣行のうち、性別による偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかけます。
- ② 男女共同参画週間など多様な機会を通じインターネットなど多様な媒体を活用し、男女共同参画社会についての理解を深めることができるよう、啓発を行います。

(2) 多様な家族の形態を認めあう意識変革の推進

- ① 共働き家庭、ひとり親家族、単身世帯などが増加し、地域社会を構成する世帯が多様化しています。様々な家庭の子どもたちが生き生きと成長できるため、固定的な男女観や夫婦・家族観の解消に向けた意識啓発を行います。

(3) 女性の地位向上と能力の強化に向けた意識変革と実践

- ① 性別役割分担意識を解消するためには、女性が自らの意思や態度を表明する力、行動する力を身につけるエンパワーメントが必要です。そのため学習機会を提供するなど社会的、政治的、法的関心を高めるための支援を強化し、女性が多様な能力を身につけ発揮できることをめざします。

(4) 多文化理解と共生に向けての意識づくり

- ① 多様な文化や異なる国籍を持つ人たちとの交流や共生の中で男女共同参画について相互に理解することを求めます。

基本方向2 男女の自立と多様な選択を可能にする教育・学習の推進

一人ひとりの個性と能力を認め、互いに「個」として尊重しあい自立する精神を育むことは、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。このような人々の意識形成には教育の果たす役割が極めて重要になっており、家庭、職場、学校、地域など様々な場において男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実が求められています。生涯にわたって、あらゆる機会あらゆる場所で男女共同参画についての関心を高めていくよう日常生活の身近な固定的性別役割分担の存在に気付く機会の充実を図るとともに、自立と多様な選択を可能にする教育・学習の推進を図ります。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第16条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

【施策】

(1) 性別にとらわれない生き方を可能にする生涯学習の支援

- ① 一人ひとりが個性と能力を發揮し、男女が共に多様な生き方を主体的に選択し実践できるよう、多様なニーズに対応した学習機会の提供に努めます。

(2) 個性を重視し自立心や自己決定能力を身につける教育の推進

- ① 子どもたちが性別にとらわれず、自立心や自己決定の能力を身につけ、社会参画を通じて自己実現できるようにするため、男女平等への課題解決に向けた学習や家事、育児、介護、ボランティア活動、勤労などを取り入れた体験的な学習をすすめ、「自ら考え、判断し、実践する」ことのできる児童、生徒の育成に努めます。

※1 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的にわけることをいう。

「男は仕事・女は家事・育児」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

基本方向3 政策や方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、地域、教育等あらゆる分野において政策・方針決定過程に男女が対等の立場で参画することが重要です。

江別市においては行政における政策や方針決定過程への女性の参画が不十分と考え、女性登用の促進に積極的改善措置(※2)も含め取り組んできました。江別市の市議会議員に占める女性の割合は平成18年4月の統一地方選挙後は37%と全国でもトップレベルとなりましたが、職員の管理職への登用状況は平成19年4月1日現在では9.3%、道内18位となっています。審議会・行政委員会等への女性の登用状況は平成18年には23.3%で、平成15年の19.4%に比較して着実に上昇していますが、女性の割合を40%に引き上げるという目標達成を引き続きめざします。そのため女性委員が4割以上を占める審議会等が、平成23年度末で全審議会等の50%に達するよう努めます。

今後も女性の参画に関する調査・研究及び積極的な情報収集・提供を行うことによって女性参画の拡大を進めます。

表2 江別市の女性参画状況
表2-1 議会の議員数(各年選挙後)

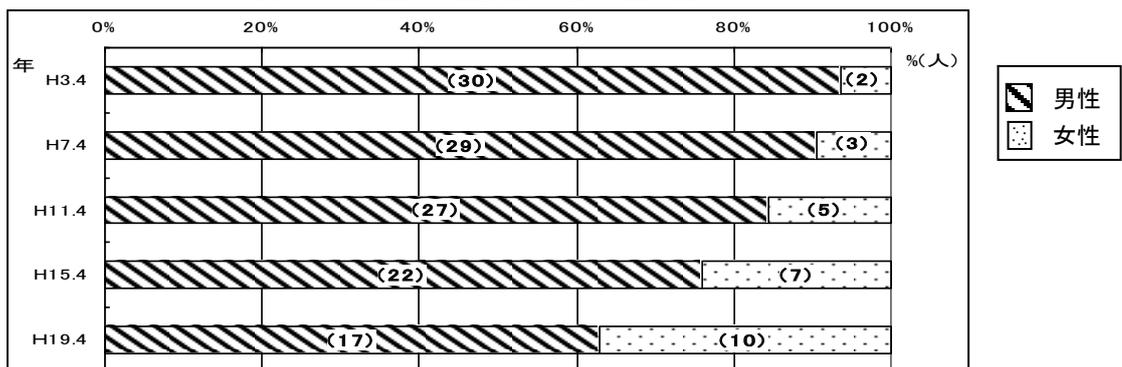
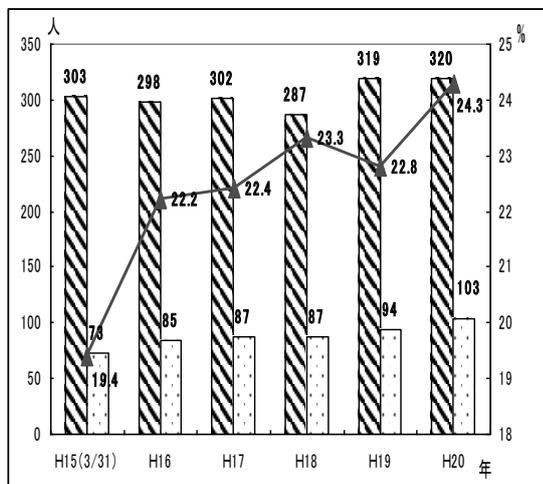
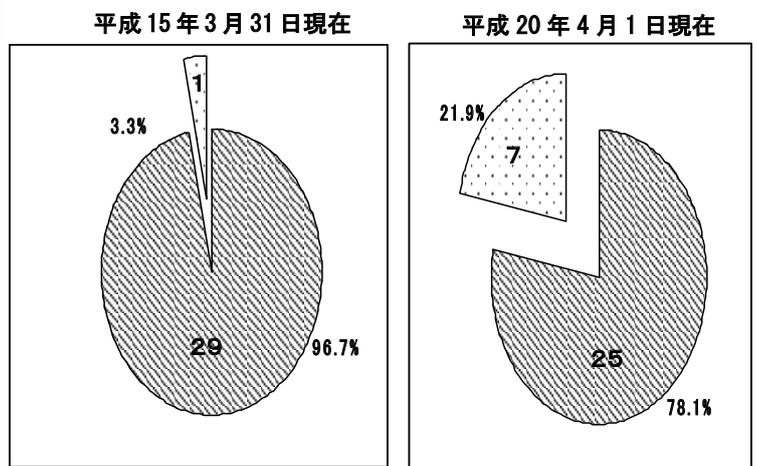


表2-2 地方自治法第202条の3に規定する委員会・審議会等

(1) 各年4月1日の状況



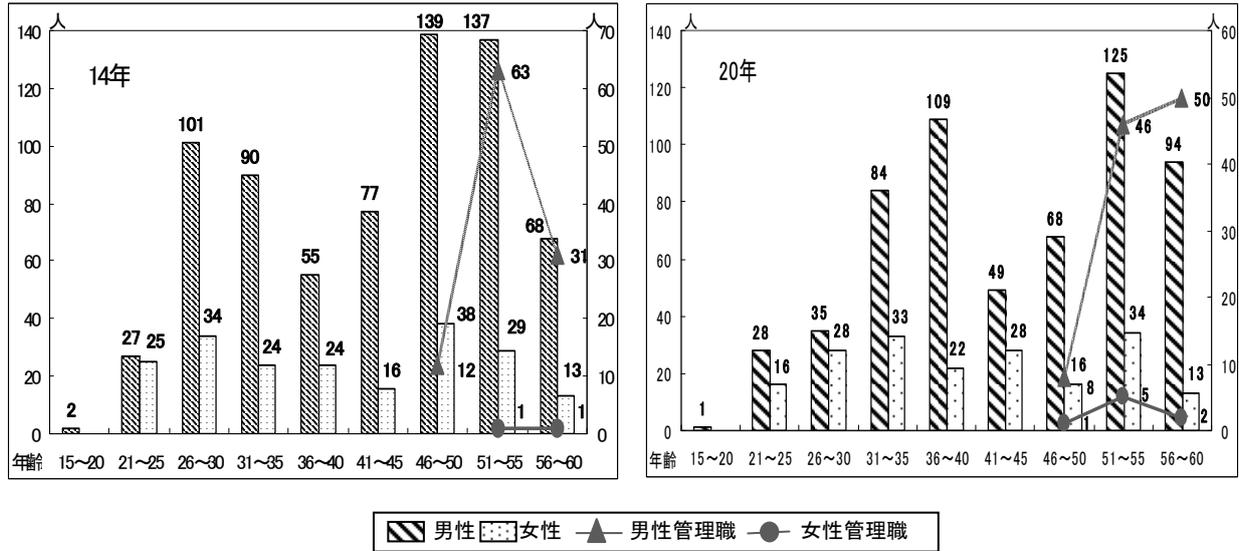
(2) 女性委員が40%を超えている委員会の状況



■ 男性 □ 女性 ▲ 女性割合

□ 40%以上 ■ 40%以下

表 2-3 市職員の管理職への登用状況（病院を除く・4月1日現在）



江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条（4）市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定において、男女が対等な立場の構成員として参画する機会が確保されること。

第13条 市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関の長は、審議会、委員会等を構成する委員の任命又は委嘱をしようとするときは、当該委員の数について、男女のいずれか一方が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

【施策】

(1) 審議会や委員会等への女性の参画の促進

① 江別市が設置する審議会等における女性委員の登用について、人材情報をより積極的に収集し、引き続き女性の登用拡大に努めます。

(2) 企業などあらゆる組織の意思決定の場への女性の参画促進

① 職場や地域社会において、女性の参画が促進されることで、意思決定の場に多様な価値観が反映され、新たな発想や組織の活性化等を生み出します。そのことへの理解を求めるとともに、女性の意思決定過程への参画が進むように、社会的な気運の醸成とその支援に努めます。

※2 積極的改善措置

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

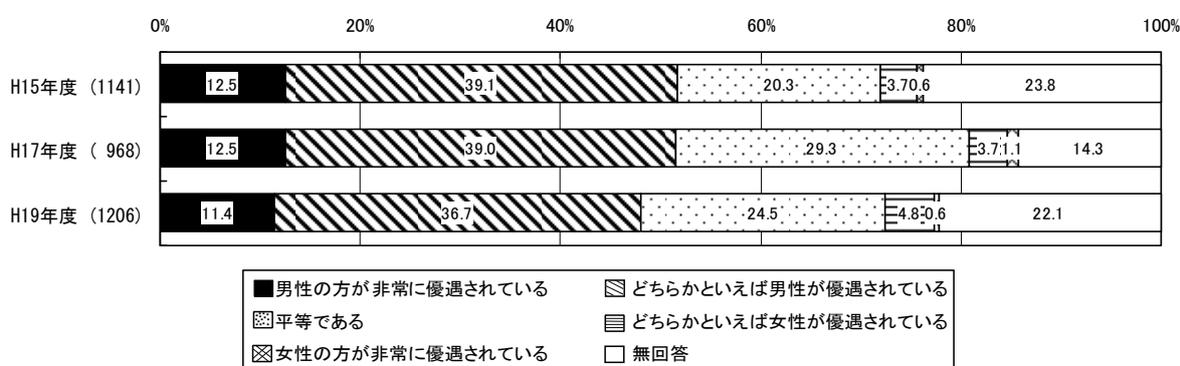
男女共同参画社会基本法 第2条より

基本方向4 雇用等の分野における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法の全面施行など制度面の整備が進められるとともに、男女それぞれが就業することの少なかった分野への参画が進みつつあります。情報通信技術を活用した在宅就業など新たな就業形態も現れ、近年の就業形態は多様化し、個人の価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方の選択を可能にしていますが、一方でパートタイム労働者や派遣労働者など非正規雇用が増加し、その処遇は必ずしも働きに見合ったものとなっていません。またこのような労働者に占める女性の割合は非常に多く、雇用の分野において実質的な男女平等が達成されているとはいえない状況にあります。

このような状況を踏まえ、男女が性別にとらわれることなくその能力を発揮できる機会が確保されるよう環境の整備に努めます。

表3 男女平等感について（職場）



資料出所 各年実施 「江別市まちづくり市民アンケート」

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(3) 男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されること。

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その事業活動において男女共同参画の推進に関する取組(積極的格差是正措置を含む。)を行うよう努めなければならない。

【施策】

(1) 多様な就業形態と適正な労働条件の確保に向けた情報の提供

- ① パートタイム労働法や、労働者派遣法など関係法規の周知啓発等を通じて、適正な労働条件の確保に向けた広報や新しい就業形態に関する情報の提供を行います。

(2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保に関する施策の推進

- ① 改正男女雇用機会均等法の周知やセクシュアル・ハラスメント(※3)防止に向けた広報・啓発、事業主等への周知、企業研修への支援の充実などに努めます。

(3) 起業をめざす女性に対する支援

- ① 市民や市民団体、関係機関と連携し、起業をめざす女性に対して、創業、経営に関する情報の提供や相談、学習機会の提供等支援の充実を図ります。

(4) 農林水産業、自営業における男女の対等なパートナーシップの構築

- ① 農林水産業、自営業に従事する女性の担う役割を正當に評価する意識づくりや、女性が必要な知識や技術を身につけ主体的に生産や経営に参加する意識づくりを進め、男女が対等なパートナーとして経営に参画できるよう支援します。
- ② 農林水産業、自営業に従事する家族の役割等を適正に評価し、民主的な家族関係を築くために、労働時間や休日、収益の分配、資産譲渡等について家族で話し合い、パートナーとして対等に参画する家族経営の推進を図ります。
- ③ 女性人材の養成や人材情報の提供、交流機会の拡大を進め、グループづくりや交流ネットワークづくりの支援を行い、組合や団体における方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の意見が生産や経営の場に反映されるよう努めます。

※3 セクシュアル・ハラスメント

他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること又はその性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

江別市男女共同参画を推進するための条例第2条より

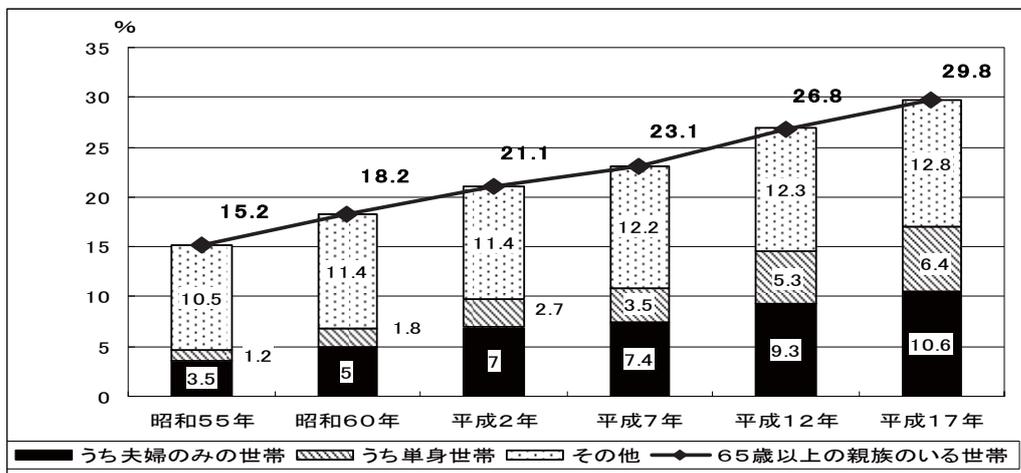
基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

基本方向5 高齢者等が安心して暮らせる環境整備

江別市における65歳以上人口の割合は20%を超え、高齢者の単独世帯の割合も20%を超え増加しています。高齢期を迎えた男女を単に支えられる側に立たせるのではなく、年齢のみに基づく固定的な見方や偏見をなくし、他の世代とともに社会を支える側の重要な一員として、その役割を積極的にとらえ、多様な活動への社会参画の機会を拡大していくことが大切です。

また、介護保険制度の実施や介護予防事業など介護に関する取り組みが進められていますが、介護従事者の待遇や、介護現場でのセクシュアル・ハラスメントなどの問題も指摘されています。介護は女性の役割であるといった固定的な性別役割分担意識を改め、男女双方の役割であることを啓発していくとともに、介護という仕事に対する理解や社会的な評価を高めるような意識変革を進めます。

表4 高齢者のいる世帯の割合



資料出所 各年実施 「国勢調査」

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣習の排除に努めるとともに、当該制度又は慣習が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

第3条(5) 家族を構成する男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活において、相互に協力しあい、当該家族の構成員がそれぞれの役割を果たせるよう配慮されること。

【施策】

(1) 生きがいと社会参加の促進

- ① 高齢期の男女の学習意欲に応える学習機会の提供を図るとともに、その経験や知識を生かし、地域活動や就労、趣味、ボランティア活動等を通して、世代を超えた交流が図られ生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めます。

(2) 高齢者の意欲、能力保持に向けた取り組みの支援

- ① 職業的な知識や技術の向上に資する能力開発に関する学習機会についての情報提供に努めます。

(3) 介護にかかわる固定観念、習慣等の是正に向けた意識変革の促進

- ① 介護という仕事に対する理解や社会的評価を高めるための啓発や情報提供を行い、介護する人、介護を受ける人双方の健康と安全を確保するための支援に努めます。
- ② 介護は女性の役割であるといった固定的な性別役割分担意識を解消し、男女双方の役割であることの理解を深めるための取り組みを進め、社会全体で支えあう介護への意識変革を促進します。

基本方向6 あらゆる暴力根絶の取組

あらゆる暴力的行為は、その対象の性別や、加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に女性に対する暴力は固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差など社会状況に根ざした構造的な問題であり、早急に対応していく必要があります。ストーカー規制法や配偶者暴力防止法の整備により、これらの行為が犯罪にも該当する、許されない行為であることが明らかにされ、また平成19年4月の改正男女雇用機会均等法ではセクシュアル・ハラスメントの対策が求められています。

性犯罪はもちろんこれら問題は、人間としての尊厳を侵害するものであり、克服に向けた取り組みを進めます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること及び男女が性別により直接的にも間接的にも差別的取扱いを受けないこと。

第8条 何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別により直接的にも間接的にも差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害行為を行ってはならない。

【施策】

(1) あらゆる暴力の根絶をめざした人権意識の啓発

- ① セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性犯罪その他あらゆる人権侵害行為の根源にある構造的な問題に関する社会的認識の徹底、人間の尊厳を尊重する意識の啓発に努めます。

(2) ドメスティック・バイオレンス(※4)の防止と被害者への支援の推進

- ① ドメスティック・バイオレンスを個人の問題として矮小化するのではなく、多くの人々に関わる重要な人権問題であるという認識を広く浸透させるなど、その啓発や被害者への支援体制の整備などの充実を推進します。

(3) セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取り組みの推進

- ① セクシュアル・ハラスメントについての正しい認識を広め、相手の人格を認め尊重する意識の啓発に努め、職場や学校、地域など様々な場において防止に向けた取り組みを進めます。

※4 ドメスティック・バイオレンス

夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

江別市男女共同参画を推進するための条例第2条より

基本方向7 生涯にわたる男女の健康支援

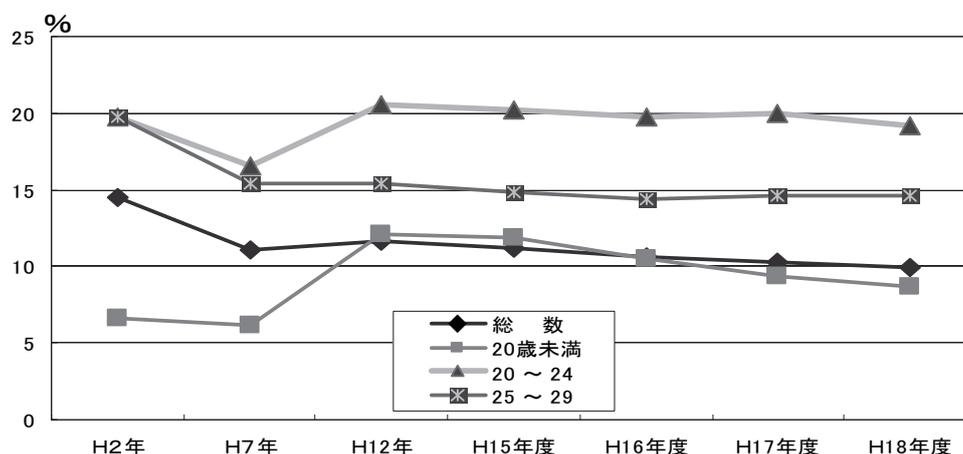
女性も男性も、各人が互いの身体的特質を十分理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。そのためには心身及びその健康について正確な知識や情報を持ち、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

女性は妊娠や出産に際し、女性特有の様々な問題を心身に抱え込む機会が多いのが現状です。望まれた環境で、新たな生命を誕生させることができるよう、妊娠・出産に向けた男女の心構えを根付かせ、出産前後の女性の心身の安全に男女が共に留意する必要があります。

また、新たな生命の健康を保持するため、親になり得る者の性感染症や喫煙等がもたらす影響を考慮する必要があります。

こうしたことに配慮し、男女が、特に女性が生涯を通じ自分の身体に関する正しい知識を得、自分の健康の維持・管理を行うため、性と生殖に関する健康と権利(※5)の視点から、また生命の尊重・人権尊重の視点から、心身両面における健康支援の充実を図ります。

人工妊娠中絶率（人口千人に対する割合）の推移



資料出所：厚生労働省 H13年まで「母体保護統計報告」、H14年度「衛生行政報告例」、H15年度以降「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(6) 男女が互いの生命・身体に理解を深めるとともに、心身共に健康の維持増進が図られる職場及び家庭環境の整備に努めること。

【施策】

(1) 互いの性と生命を大切にする性教育の推進

- ① 男女の性の違いを、妊娠・出産・授乳の生殖機能の差異として正しく認識するための啓発学習や、男女が互いの性と健康に関する理解を深め、健康管理意識の向上を図るための学習など、学校教育と連携をとりつつ、また社会教育、保健事業など様々な機会をとらえ取り組んでいきます。

(2) 性と生殖に関する健康と権利に関する意識の普及

- ① 性と生殖に関する健康と権利に関する意識を広く市民に浸透させ、妊娠・出産の重要性和心身への影響を理解し、産む産まないに関する女性の自己決定権が保障されるよう意識の啓発に努めます。

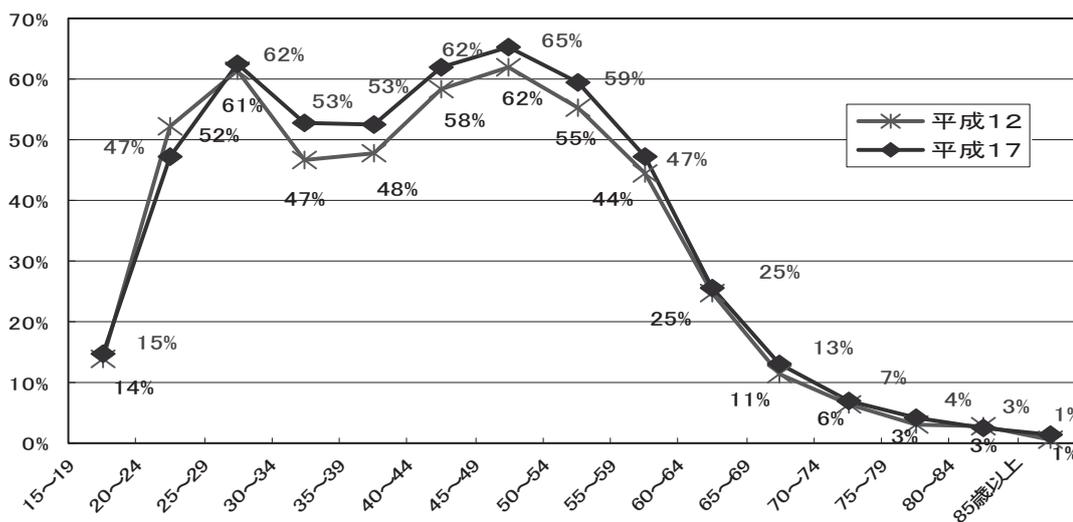
基本方向8 男女の家庭生活と他の活動との両立支援

これまでは男性が長時間の労働で経済活動を支え、女性が家事・育児・介護などの家庭責任と地域での活動を担ってきましたが、現在では少子・高齢化の急速な進行や離婚率の上昇、晩婚化、単身世帯やひとり親世帯の増加など家族や地域を取り巻く社会状況は大きく変化しており、結婚観やライフスタイルについての価値観も多様化しています。

男性が家事・育児・介護などに参画することは、女性に偏っている負担を分かち合い、家庭における責任を果たすことにとどまらず、親子関係が深められるほか、男性の生き方を広げることもなります。そのためには、固定的役割分担についての意識変革を図るとともに、職場中心の生活を改め、職業生活と家庭生活のバランスの取れたライフスタイルへの転換が必要です。

女性の生き方もライフスタイルの変化などに伴い多様化していますが、育児、介護を理由に退職する女性や、育児や介護について悩みを抱える女性も少なくありません。男女が共に家族としての責任を担うとともに、社会がこれを支援できるようにするため、多様なニーズに応じた育児、介護支援の充実や相談体制の充実を図ります。

表5 女性の労働力率（江別市・年代別）



資料出所 各年実施 「国勢調査」

※5 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツの日本語訳)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く論議されています。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣習の排除に努めるとともに、当該制度又は慣習が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

第3条(5) 家族を構成する男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活において、相互に協力しあい、当該家族の構成員がそれぞれの役割を果たせるよう配慮されること。

【施策】

(1) 仕事と家庭生活の両立を可能にする支援の充実

- ① 男女が家庭や地域、職場とのバランスの取れた生活を実現するため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などゆとりある働き方等に向けての啓発や、男性の家事・育児・介護などへの参加促進につながる支援の充実を図ります。
- ② 職業生活と家庭生活の両立は、労働者の福祉の増進を目的とするばかりでなく、企業の側においても優秀な人材の確保や生産性の向上につながるものとして、取り組みへの認識が高まるよう企業に対して働きかけます。

(2) 総合的な育児の環境づくり

- ① 江別市では、平成15年の次世代育成支援対策推進法制定を受け、「みんなで協力、安心子育てのまち・えべつ」を基本理念に「江別市次世代育成支援行動計画 子育て支援・えべつ21プラン」を新たに策定し、次代を担う子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み育てることができるよう子育て環境をさらに充実させていくために総合的な育児の環境づくりを進めています。誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、家事・育児などの家庭責任は男女が共に担い、支えあっていくことや子育ては家庭だけではなく地域などを含めた社会全体で支援することの重要性など、市民の理解を深めるための意識啓発の充実を図ります。

(3) 地域活動に男女が共同で参画するための取り組み

- ① これまでの「男性が家や世帯を代表し、女性はそれを支える」といった固定的な性別役割分担に基づく慣習や慣行を見直し、ボランティア活動など地域の諸活動に男女が共に参画するための意識啓発や自治会等の役員など方針決定の場への女性の参画を促進します。
- ② 男性の地域社会への参画を促すため、職場優先の意識やライフスタイルを見直し、地域への関心を高めるための意識啓発を行います。

基本方向9 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

平成17年国連防災世界会議で、わが国の発表した防災協カイニシアティブには防災分野における社会的性別（ジェンダー）の視点（※6）が明記されました。被災時には増大した家庭的責任が女性に集中すること、プライバシーの侵害や性暴力被害が起りやすいことなどの問題が明らかになっています。国は防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を明記しており、男女のニーズの違いに留意した防災（復興）対策を進めます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(3) 男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されること。

第3条(4) 市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定において、男女が対等な立場の構成員として参画する機会が確保されること。

第8条 何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別により直接的にも間接的にも差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害行為を行ってはならない。

【施策】

(1) 防災分野における女性の参画の拡大

① 防災の分野で、固定的な性別役割分担意識の見直しのための意識啓発や、女性リーダーの育成など方針決定過程への女性の参画促進を図ります。

(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備

① 災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を取り入れた見直しを行います。

② 地域の防災活動が大きな意義を持つことから、災害や防災に関する知識の習得を支援するとともに、緊急時の連絡体制の整備や高齢者や外国人などに対して避難誘導に関する知識の普及や学習機会の提供を図ります。

※6 社会的性別(ジェンダー)の視点

1. 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものである事を意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行うものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

2. 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導きだされるものではない。

上記1. 2. について、国は、計画期間中に広く国民に周知徹底する。

内閣府「男女共同参画基本計画(第2次)」より

基本目標Ⅳ 総合的な取組に向けた推進体制等の整備・強化

基本方向10 男女共同参画基本計画の進捗状況の公表と計画の見直し

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めて行くために、計画に掲げた施策等の適切な進捗管理を行うとともに、施策等の効果について評価を進め、必要に応じて計画の見直しを行います。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第9条 5 市長は、策定した基本計画を定期的に見直し又は必要に応じて変更することができる。

第10条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市民に報告し、及びこれを公表しなければならない。

【施策】

(1) 男女共同参画基本計画の進捗状況の公表

① 計画に基づく施策の進捗状況を明らかにする年次報告書を作成し、市民に公表します。

(2) 男女共同参画の進捗状況の適切な評価方法についての検討

① 計画に基づく施策の実施状況や効果などについての適切な評価方法について、検討を進めます。

(3) 計画の見直し

① 社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

基本方向11 庁内推進体制の充実と強化

男女共同参画社会の実現は、市民生活のあらゆる分野に関わる問題です。様々な施策を総合的、計画的に推進するためには、関係部局間の連携を深め庁内推進体制の充実・強化に努めるとともに、職員一人ひとりが「男女共同参画社会の実現」を行政課題としてとらえ、施策を推進するための意識改革、意識の高揚を図ります。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第11条 市は、市民及び事業者等と連携し、円滑な男女共同参画に関する施策の推進が図られるよう、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するために必要な財政措置に努めるものとする。

【施策】

(1) 庁内推進体制の機能強化

① 男女共同参画施策のより一層の推進や関係部局間の連携強化を図るため、江別市男女共同参画推進本部の総合調整機能や男女共同参画行政担当部署の庁内における位置づけの見直しなど、庁内推進体制の機能強化を図ります。

(2) 職員を対象とした研修・意識啓発の強化

① 江別市が男女共同参画の推進に向けた取り組みを進めるためには、まず、江別市職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深めることが必要です。全職員が男女共同参画の視点に立った課題の把握、共通認識を持つことができるよう、職員研修を始め様々な機会を通じて、職員の意識啓発を強化するとともに情報提供の充実を図り、各部局の男女共同参画の推進に総合的な支援の充実を図ります。

基本方向12 審議会の設置

男女共同参画の効果的な推進を図るため、審議会を設置します。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第20条 市長は、その附属機関として審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の取組に関する事項について調査検討し、及び意見を述べること。
- (2) 毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、及び意見を述べること。

【施策】

(1) 審議会の設置

- ① 条例に基づく審議会を設置し、各施策の実施について総合的な観点から意見をいただき、毎年度、重点的に推進する施策を決定するなど、計画を効果的に推進します。

基本方向13 男女共同参画に関する調査研究の推進

男女共同参画社会の実現のためには、様々な課題に対する調査・研究を実施し、現状を把握するとともに、問題解決に向けた取り組みを進めます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

【施策】

(1) 男女共同参画に関する調査研究の推進

- ① あらゆる施策に男女共同参画の視点を効果的に取り入れられるよう、男女共同参画に関する市民意識調査等を継続的に実施するなど、調査・研究を推進します。

(2) 国・道・他自治体、企業、各種団体等との協力・連携の強化

- ① 男女共同参画を推進するには、国や道、他自治体をはじめ企業や各種団体との協力や連携が必要です。国・道・他自治体と情報の収集や交換を行うなど一層の連携を図るとともに、男女共同参画を自主的に推進する各種団体への情報の収集・提供など連携を図っていきます。

基本方向14 地域から男女共同参画に取り組む推進体制づくりの促進

男女共同参画社会を実現するためには、行政、市民、事業者等あらゆる立場の人が意識を変革し、様々な場面で行動することが必要です。中でももっとも身近な地域社会を変えていくことが大切です。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第4条 2 市は、国及び他の自治体並びに事業者等と密接に連携し、市民と共に男女共同参画の推進に努めなければならない。

【施策】

(1) 男女共同参画に関する市民活動を促進するための支援強化

- ① 市民が協力しながら活動が行えるよう、活動の場や情報の提供、市民や団体相互の交流や情報交換などネットワークづくりの促進などの支援を積極的に行います。

資 料

江別市男女共同参画のための条例及び基本計画検討委員会委員名簿

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

男女共同参画社会基本法

北海道男女平等参画推進条例

江別市男女共同参画を推進するための条例

男女共同参画行政関係年表

江別市男女共同参画のための条例及び 基本計画検討委員会委員名簿

任期 自：平成19年11月8日
至：市長へ意見を具申する日

区 分	選 出 団 体	氏 名	備 考
有識者	札幌学院大学 准教授	岡 田 久美子	委員長
	北翔大学 准教授	西 浦 功	
地 域	江別市生涯学習推進協議会 副会長	澤 口 智 視	副委員長
	江別市男女共同参画推進連絡協議会 会長	古 川 淳 子	
	江別市自治会連絡協議会 副会長	佐 藤 良 男	
職 域	江別商工会議所 理事・事務局長	山 岸 勝 明	
	道央農業協同組合 女性野幌ブロック理事	羽 田 育 子	
懇話会	江別市男女共同参画推進基本条例 (仮称) 市民懇話会 会長	佐 藤 郁 子	

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

女性差別撤廃条約 1985年（昭和60年）6月25日批准

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女性の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的となる暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に

減少させることを目的とした継続教育計画に利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日から6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日から遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって

行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条～第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条～第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条～第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地域公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれかの一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日）

1 略

2 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から 10 まで 略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

北海道男女平等参画推進条例

平成13年3月30日公布北海道条例 第 6 号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画（第8条）

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策（第9条—第17条）

第3節 道民等からの申出（第18条）

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員（第19条—第22条）

第4章 北海道男女平等参画審議会（第23条—第31条）

附則

（前文）

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動して、法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。

このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画の推進は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。

3 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

5 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(道民の責務)

第5条 道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を行ってはならない。

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画

第8条 知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱

二 男女の人権の尊重に関する事項

三 男女平等参画の普及啓発に関する事項

四 道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策

(道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進)

第9条 道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

(道民等の理解を深めるための措置)

第11条 道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者(以下「道民等」という。)の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

(事業者への協力の依頼)

第12条 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(道民の活動等に対する支援)

第14条 道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第17条 知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3節 道民等からの申出

第18条 道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員

(設置)

第19条 知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置くものとする。

一 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。

二 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。

三 第一号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

(苦情等の申出)

第20条 道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

(助言等)

第21条 苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の

機関に対し、意見を述べることができる。

(知事への委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 北海道男女平等参画審議会

(設置)

第23条 男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

一 知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第五号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

一 学識経験のある者

二 男女平等参画に関係する団体の役職員

三 事業者を代表する者

四 市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

五 公募に応じた者

2 知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員)

第29条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第30条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は平成13年7月1日から、第3章の規定は同年10月1日から施行する。

江別市男女共同参画を推進するための条例

平成 21 年 3 月 30 日条例第 5 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条－第 19 条）

第 3 章 審議会（第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条）

附則

私たち、江別市民が目指していくこれからの社会は、すべての人が自分らしく生きることができ、お互いを認め合うことのできる社会です。それは、江別市民の心が通い合う、豊かで安心して暮らせる住み良い街づくりへの第一歩です。

今、私たちの身の回りを見渡してみると、少しずつ新たな分野に挑戦する男性、女性の姿が見られ、多様な生き方が認められる社会になってきています。しかし、依然として職場や家庭、地域において性別により固定された役割分担が残っており、男女の共に歩んでいく社会の妨げとなっていることに、私たちは気づいていかなければなりません。また、過度の性的な表現が人に不快感を抱かせること、そして性暴力を助長しうることにも、気づいていかなければなりません。

性別による役割分担や暴力のない社会をつくることは、国際的にも求められるものです。それは同時に、安全な環境のもとに次世代を生みだすことに繋がります。少子高齢化が進む中で、核家族において、高齢者のいる世帯において、さらには地域において、男女一人ひとりが自立と社会参加をする姿に触れつつ、子どもたちが育つことが望まれます。私たちは私たちのために、そして未来の大人たちのためにできることを考え、行動します。

家庭や地域、職場、学校等あらゆる集団活動の場において、性別による不平等をなくし、お互いが支え合い責任を果たすことで、自分の能力を発揮し自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していくために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等及び学校の役割及び責任を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を計画的に推進し、男女が性別にとらわれることなくひとりの人間としてその人権が尊重され、かつ、心豊かな活力ある社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること又はその性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (5) 市 議会、市長並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する執行機関をいう。
- (6) 市民 江別市内（以下「市内」という。）に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動拠点とする個人をいう。
- (7) 事業者等 市内において、公的機関若しくは民間又は営利若しくは非営利を問わず事業を行う者並びに市内における自治会等の地域の自治組織及び市民活動団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること及び男女が性別により直接的にも間接的にも差別的取扱いを受けないこと。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣習の排除に努めるとともに、当該制度又は慣習が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定において、男女が対等な立場の構成員として参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活において、相互に協力しあい、当該家族の構成員がそれぞれの役割を果たせるよう配慮されること。
- (6) 男女が互いの生命・身体に理解を深めるとともに、心身共に健康の維持増進が図られる職場及び家庭環境の整備に努めること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会における取組を踏まえながら行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を主要な施策として位置付け、これを策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、国及び他の自治体並びに事業者等と密接に連携し、市民と共に男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念について理解を深め、家庭、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その事業活動において男女共同参画の推進に関する取組（積極的格差是正措置を含む。）を行うよう努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(学校の責務)

第7条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は、その教育活動において、学生、生徒、児童及び幼児に対し、男女共同参画の推進についての理解を促進するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別により直接的にも間接的にも差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害行為を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画の策定及び見直し)

第9条 市長は、男女共同参画を総合的に推進するため基本計画を策定しなければならない。

2 市長が、基本計画を策定するときは、あらかじめ江別市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 市長が、基本計画を策定するときは、市民及び事業者等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長が、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 市長は、策定した基本計画を定期的に見直し又は必要に応じて変更することができる。

6 第2項、第3項及び第4項の規定は、前項に規定する基本計画の見直し又は変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市民に報告し、及びこれを公表しなければならない。

(推進体制の整備及び財政上の措置)

第11条 市は、市民及び事業者等と連携し、円滑な男女共同参画に関する施策の推進が図られるよう、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するために必要な財政措置に努めるものとする。

(調査及び研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

(各種審議会等における委員の構成)

第13条 市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関の長は、審議会、委員会等を構成する委員の任命又は委嘱をしようとするときは、当該委員の数について、男女のいずれか一方が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第14条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進に関する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報及び研修会の開催等の啓発活動を行うものとする。

(市民及び事業者等の表彰)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に顕著な功績をあげた市民及び事業者等を表彰することができる。

(教育への措置)

第16条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者等に対する支援等)

第17条 市は、男女共同参画の推進に積極的に取り組む市民及び事業者等の活動に対し、これを支援するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女がそれぞれの家庭、職場及び地域におけるいずれの生活も充実させることができるよう出産、育児、介護等の施策において必要な措置を講ずるものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第18条 市は、市及び市が出資する団体における人事管理及び組織運営において、基本理念に基づき男女が性別にとらわれることなく、それぞれの能力を発揮することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者等に対し男女共同参画のための調査等について、協力を求めることができる。

(苦情、相談等の申出)

第19条 市民及び事業者等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策についての苦情又は意見及び男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、第1項に規定する申出があったときは、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

第3章 審議会

(審議会の設置)

第20条 市長は、その附属機関として審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の取組に関する事項について調査検討し、及び意見を述べること。

(2) 毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、市長が委嘱する12名以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、2期を限度として再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

男女共同参画行政関係年表

男女共同参画行政関係年表

	国 連	日 本	北海道	江別市
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催		
1976年 (昭和51年)	・「国連婦人の十年」スタート (～'85)	・民法等の一部を改正する法律施行 (離婚復氏制度)		
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館オープン		
1978年 (昭和53年)			・北海道婦人行動計画策定	
1979年 (昭和54年)	・「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択			
1981年 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定		
1984年 (昭和59年)			・青少年婦人局設置 ・北海道婦人行動計画後期推進方策策定	
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 ・西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」の改正 ・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・北海道婦人問題研究懇話会を北海道女性会議に改組	
1986年 (昭和61年)		・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・国民年金法等の一部を改正する法律施行(女性の年金権の確立)		
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・北海道女性の自立プラン策定	
1989年 (平成元年)		・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)		
1990年 (平成2年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ・「育児休業法」の公布	・北海道立女性プラザ開設	
1993年 (平成5年)		・パートタイム労働法施行 ・中学校家庭科男女必修実施	・青少年婦人室を青少年女性室に改称	
1994年 (平成6年)	・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 ・高等学校家庭科男女必修実施 ・エンゼルプラン及び新ゴールドプラン策定		
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議開催 ・「北京宣言及び行動要領」採択 ・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」を採択	・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) ・「雇用保険法」改正・施行(育児休業給付制度)	・青少年女性室を女性室に改組 ・北海道男女共同参画推進本部を設置(庁内推進組織)	・「江別市新総合計画の後期基本計画」の中の「魅力あるコミュニティをつくるまち」並びに、「市民参加の推進」の中で初めて「男女共同の社会参加」を掲げる
1996年 (平成8年)	・ILO総会「家内労働に関する条約」採択	・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」を答申 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」及び「労働基準法」の一部改正 ・「介護保険法」の公布 ・「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画発表	・「北海道男女共同参画プラン」策定	

	国 連	日 本	北海道	江別市
1998年 (平成10年)		・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について一男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」を答申		
1999年 (平成11年)	・エスキャップハイレベル政府 間会議(バンコク)	・「男女共同参画社会基本法」公布、 施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、 施行(女性の参画の促進を規定) ・男女共同参画審議会「女性に 対する暴力のない社会を目指して」を答申		
2000年 (平成12年)	・国連特別総会 ・「女性2000年会議」 開催(ニューヨーク)	・男女共同参画審議会「女性に 対する暴力に関する基本的方策 について」を答申 ・「児童虐待防止法」施行 ・「ストーカー行為規制法」施行 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定		・「男女共同参画社会基本法」に 基づき女性行政担当窓口を「教 育委員会」から「企画部政策室」 へ移管 ・男女平等に関する意識調査を 実施 ・江別市男女共同参画プラン策 定委員会を設置
2001年 (平成13年)		・内閣府に男女共同参画会議及び 男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」(DV法) 施行	・北海道男女平等参画推進条 例制定 ・女性室を男女平等参画推進室 に改組	・「江別市男女共同参画基本計 画のありかたについて」中間報告 公表、市民意見募集を実施
2002年 (平成14年)			・北海道男女平等参画基本計 画策定	・男女共同参画担当参事配置 ・「江別市男女共同参画基本計 画」策定
2003年 (平成15年)		・「次世代育成支援対策推進法」公 布、施行		
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」(DV法) 改正	・「北海道男女平等参画チャレ ンジ賞」創設	
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員 会(国連「北京+10」世界関係 会合)開催(ニューヨーク)	・改正育児・介護休業法施行 ・男女共同参画会議「男女共同参 画基本計画改定に当たっての基本的な 考え方」を答申 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」 策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」決 定		・江別市男女共同参画推進基本 条例(仮称)市民懇話会設置
2006年 (平成18年)		・男女共同参画会議「少子化と男女 共同参画に関する提案ー仕事と生活 の調和(ワーク・ライフ・バランス)を可能とす る働き方の見直しについて」を提案 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改 定	・北海道配偶者暴力防止及び 被害者保護・支援に関する基本 計画策定 ・男女平等推進室を生活局参事 に改組	・市民懇話会「江別市男女共同 参画推進基本条例(仮称)骨子 (案)」に関する中間のまとめ公 表、市民意見募集
2007年 (平成19年)		・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バラ ンス)に関する専門調査会」設置 ・改正男女雇用機会均等法施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」(DV法) 改正 ・ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バラ ンス)憲章」及び「仕事と生活の調和推 進のための行動指針」を策定		・市民懇話会「江別市男女共同 参画を推進するための条例」に 関する提言書提出 ・江別市男女共同参画のための 条例及び基本計画検討委員会設 置
2008年 (平成20年)		・改正配偶者暴力防止法施行 ・改正パートタイム労働法施行	・第2次北海道男女平等参画基 本計画策定	・検討委員会「江別市男女共同 参画を推進するための条例」原 案提出 ・江別市男女共同参画基本計画 見直し素案公表 ・条例原案、見直し素案に対する 市民意見募集
2009年 (平成21年)				・検討委員会「江別市男女共同 参画基本計画見直し案」提出 ・「江別市男女共同参画を推進す るための条例」制定

江別市男女共同参画基本計画
2009年改訂版

2009年（平成21年）3月

発行 江別市企画政策部

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

電話（代表）011-382-4141 内線：2324

（直通）011-381-1015 FAX 011-381-1071
